

広域連携学校給食センター基本構想【概要版】

令和5年3月
与那原町・八重瀬町

1. はじめに

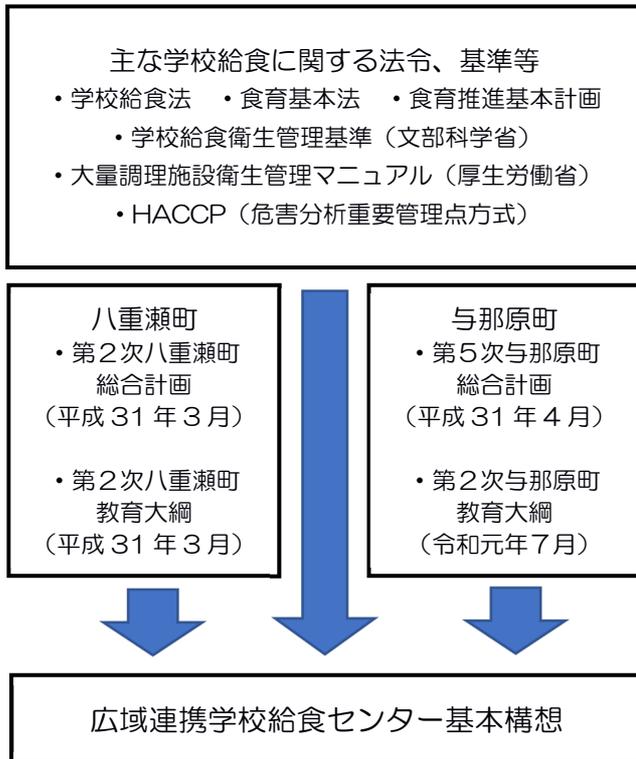
本編 p1

1-1 背景と目的

与那原町及び八重瀬町では、与那原町学校給食センター、東風平学校給食センター及び具志頭学校給食センターの3共同調理場において、小中学校9校（3中学校、6小学校）へ学校給食を提供し、児童生徒の健康増進と体位の向上を図ることはもちろんのこと、望ましい食習慣の形成に寄与してきました。しかしながら、与那原町学校給食センター及び東風平学校給食センターが建築から40年以上が経過し、老朽化が進んでおり、新学校給食センターを計画的に整備するため、基本構想の策定を行います。

1-2 上位計画における基本構想の位置づけ

基本構想を策定するにあたり、学校給食に関する法令や基準、各自治体で策定された関連計画等と整合を図ります。



2. 現状と課題の整理

本編 p3

2-1 各調理場の概要

(1) 与那原町の学校給食センターの概要

与那原町学校給食センター（1978年建設）は、建設から45年が経過しており、老朽化が著しいこ

とから、安全・安心な学校給食の提供が難しい状況になりつつあります。また、本施設は、1日当たり2,308食（令和元年）の給食を町内小中学校へ提供しています。

(2) 八重瀬町の学校給食センターの概要

八重瀬町の学校給食センターは2施設あり、東風平学校給食センター（1982年建設）が建設から41年、具志頭学校給食センター（1995年建設）が建設から28年経過しています。特に東風平学校給食センターは老朽化が進んでいることから、修繕費用も年々増加の傾向にあります。また、2施設合わせて1日当たり3,622食（令和元年）の給食を町内小中学校へ提供しています。

2-2 必要給食数の推計

(1) 与那原町における必要給食数

与那原町の給食提供数は今後、増加する見込みとなっており、推計期間における給食提供数のピークは2050年におよその3,200食となります。

(2) 八重瀬町における必要給食数

八重瀬町の給食提供数は今後、増加したあと、2030年をピークに一度減少するものの2050年にはピーク時と同等の食数が必要になると見込まれ、ピーク時の2030年ではおよそ4,800食となっています。

(3) 2町における必要給食数

2町合算の給食提供数は今後、増加する見込みとなっており、推計期間における給食提供数のピークは2050年の8,000食となっています。

3. 新センターの理念・整備方針

本編 p15

3-1 基本理念

将来を担う子どもたちが、食事を通して、食や地域の文化への理解を深め、心身ともに健やかに成長することができる学校給食づくり

3-2 基本方針

(1) 安全・安心な給食の提供

児童生徒が安全かつ安心して食することができる給食を「学校給食に関する法令、基準等」に基づき安定的に提供します。



(2) 栄養バランスに配慮したおいしい給食の提供

単に栄養を補給することだけに捕われず、適切な栄養バランスに配慮しつつ、おいしく多彩な給食を提供し、食べることへの喜びと健康保持に寄与します。



(3) 食育及び地産地消の推進

食文化への興味関心を高め、食に対する感謝の気持ちを育成します。また、地元食材を活用することで、地元を知り、理解を深め、地元愛を養うことと併せて、地場産業の活性化に寄与します。



(4) アレルギーに対応した給食の提供

アレルギーを持つ児童生徒に対し、可能な限りアレルギーに対応した給食を提供し、全ての児童生徒が一緒になって給食を楽しむことができるようにします。



(5) 環境に配慮するとともに効率的な運営の実現

環境への負荷を最小限に抑えつつ、調理作業の安全性や効率性を高め、安定的で経済的に優れた施設運営を図ります。



4. 整備候補地（エリア）について 本編 p17

4-1 配送計画と合わせた整備候補エリアの検証

候補地を検討するには、大量調理施設衛生管理マニュアルに「調理後の食品は、調理終了後から 2 時間以内に喫食することが望ましい」と記述されていることから、給食時間を除いた積み込み、配送、搬入等の合計時間を 1 時間以内で行なうものとして候補エリアの検証を行いました。

1. 建設候補地の条件

- ①：与那原町・八重瀬町地内に建設候補地を検討する。
- ②：2 町間の移動は、最短の主要道路（県道系満与那原線）を利用すると仮定する。
- ③：②の道路を利用し各町内域に入った地点●を通過すると仮定する。
- ④：配送車が 1 度に配送する学校数を 2 校以内と仮定する。
- ⑤：給食センターを出発し、受配校 B への配送完了を 60 分以内と仮定する。

2. 所要時間の推定



3. 与那原町内における建設候補地（エリア）



建設候補地（エリア）

与那原地内から最も時間を要するのは、配送ルート③の具志頭中学校であり、制限時間内に配送が完了できるのは赤斜線エリア内となります。

4. 八重瀬町内における建設候補地（エリア）



建設候補地（エリア）
 八重瀬地内から最も時間を要するのは、配送ルート②の与那原東小学校であり、制限時間内に配送が完了できるのは赤斜線エリア内となります。

5. 学校給食センター建設概算事業費算出 本編 p42

5-1 建設概算事業費の比較

近年の学校給食センター整備事例を参考にモデルプランを作成し、建設概算事業費を算出しました。与那原町単独で整備した場合は13億7,400万円、八重瀬町単独で整備した場合は18億5,490万円となり、2町共同で整備した場合は25億4,190万円となります。2町共同で整備する場合の持ち出し分について、各町の調理能力で按分すると、与那原町では10億1,676万円、八重瀬町では15億2,514万円となり、共同で建設するほうが与那原町では3億5,724万円、八重瀬町では3億2,976万円のコストメリットがあります。

以上のことより、八重瀬町との共同で整備するほうが費用面において有利である為、広域連携で事業を進めます。

■パターン別の建設概算事業費

パターン		調理能力	施設規模	金額
パターン1	与那原町単独で学校給食センターを整備する場合	3,200食	2,000㎡	13億7,400万円
パターン2	八重瀬町単独で学校給食センターを整備する場合	4,800食	2,700㎡	18億5,490万円
パターン3	2町共同で学校給食センターを整備する場合	8,000食	3,700㎡	25億4,190万円
パターン3 内訳	(与那原町) ※調理能力にて案分	—	—	10億1,676万円
	(八重瀬町) ※調理能力にて案分	—	—	15億2,514万円

※建設概算事業費については、用地取得費用、厨房機器費用、運営管理費用は含まれません。

上記建設概算事業費については、基本構想策定段階で作成したものとなるため、今後、物価高騰、半導体不足等の影響を加味し、基本計画段階では改めて概算事業費の見直しが必要となります。

6-1 設計・施工の在り方について

(1) 従来型（設計・施工分離型）

① 概況

設計業務を設計事務所が請け負い、施工業務を施工会社が請け負う方式であり、これまでの自治体における発注方式の多くはこの方式によって行われています。この手法の場合、設計責任は設計事務所、施工責任は施工会社となります。

② メリット・デメリット

【メリット】

- 設計の質が工事金額によって左右されないため、コスト主導ではなく、プラン主導で進めることができるため、設計事務所が持つ設計ノウハウの活用ができます。
- 設計事務所の対応が施工会社中心ではなく、発注者側の視点で対応するため、発注者の意向・要望を反映させやすいです。

【デメリット】

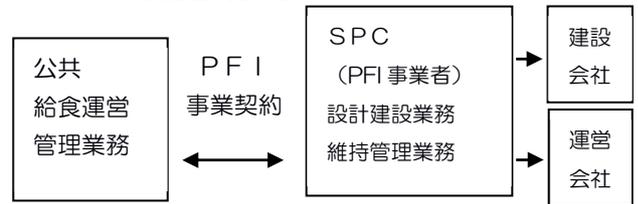
- 特殊な工法が求められる場合、施工会社が持つノウハウの引き出しを行えない場合があります。
- 設計事務所が行う施工費用積算結果に対して、施工会社が行う施工費用積算結果が上回ることが起こり得ます。特に昨今では、入札不調に終わる事例が増えつつあります。

(2) 設計・施工一体型（PFI）方式

① 概況

国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指し、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。PFI方式（BTO型）では、整備した建築物等の所有権の移転タイミングは、整備後の運営開始前となっています。

※SPC：特別目的会社



事業者は、SPC（specific purpose company）を設立し、事業整備及び運営を行います。施工会社等は、SPCから下請けで業務受託を行う形式となります。なお、事業期間は、15～20年の長期的な期間を設定することが多くみられます。

② メリット・デメリット

【メリット】

- 提案内容も評価対象となるので、技術力の高い事業者選定ができます。
- 15～20年という長期間の契約となり事務手続きは簡素化できます。
- 民間に対するサービス対価の支払は、事業期間にわたり均等に支払うことで、公共の財政負担を平準化できます。

【デメリット】

- PFI導入可能性調査業務に約1年間が必要となる場合もあり、整備を急いでいる場合には適さないこともあります。加えて、事業者選定のためにも提案書作成や提出された提案書の評価等に比較的長い期間が必要となります。
- 応募者は提案書作成等の準備で他の方式よりも時間を要するため、費用負担は大きく、事業者にとってはリスクを伴う方式でもあります。そのため、応募者の代表企業となる企業は大企業になる場合が多いです。

(3) 整備手法の検討について

令和5年度は、PFI導入可能性調査を行い、従来手法とPFIを導入した場合の費用を含めた評価を総合的に比較し、新学校給食センターにおける整備手法を決定します。

7. 整備スケジュール

	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度					
	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12
1 基本計画																											
2 PFI可能性調査																											
3 PFI事業者選定・公募																											
4 設計・施工期間 (PFI事業者)																											
5 給食センター 管理運営期間 (PFI事業者)																											
6 八重瀬町・与那原町 共同給食センター 任意検討会																											
7 八重瀬町・与那原町 共同給食センター 法定協議会																											